

酒田市上下水道事業特定建設工事共同企業体運用基準

1 定義

この告示は、酒田市上下水道部（以下「上下水道部」という。）が所掌する大規模かつ技術的難度の高い工事又は、特殊な技術を要する建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事毎に結成する共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）を契約の相手方とする必要がある場合の取り扱いは、次のとおりとする。

2 対象工事及び内容等

上下水道部が発注する特定建設工事共同企業体による施工対象工事については、酒田市特定建設工事共同企業体運用基準（平成 30 年告示第 385 号）を準用する。

附 則

この告示は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。